

第3回労働協約交渉

総則・人事・組合活動・経営協議会等及び出向で交渉！

- * 現場長は、非組合員にすること
- * 組合加入は現場配属後とするよう取り決めよ
- * 配転・転勤・出向等は本人の希望を尊重し生活事情に配慮せよ
- * 出向先の労働条件を改善すること

国労の主張

◆非組合員の範囲は、労働組合と会社が確認を行なって決定すべきであり、現場長は非組合員にすること。

国労の主張

◆組合加入は現場配属後とする取り決めを行なうこと。

国労の主張

◆転勤・配転・出向等は本人の希望を最大限尊重せよ。

国労の主張

◆「運輸系統の社員運用」を改善すること。

国労の主張

◆出向先の労働条件改善を積極的に改善せよ。

会社の見解

●労組法に則り会社が責任をもって指定している。

会社の見解

●組合加入について会社は関知しないことが公平性を担保することである。

会社の見解

●業務上の必要性に基づくが、希望なども勘案している。

会社の見解

●3職種経験し、運輸系統としての能力を身に付けることがあるべき姿である。

会社の見解

●出向先企業が責任をもって決定すべきものである。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久